

令和 7 年 9 月 農業委員会  
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年9月19日（金）

開会 午前 9時30分

閉会 午前 9時48分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室1

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

10番 松隈 清志 委員 11番 松雪 昭俊 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

### 第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	35件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第18条の規定による届出について	5件

### 5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

### 6. その他出席

傍聴者 0名

## **議長**

それでは、ただいまより令和7年9月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号10番〇〇〇〇委員と議席番号11番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件、3筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

## **事務局**

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等所有権移転について1件、3筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から鳥栖市へ転入し、新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また當農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

## **議長**

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

## **7番委員**

7番〇〇です。以前も問題にちょっとしたんですけど、結局この土地を買うには新規就農ですると手っ取り早いちゅう考えじゃないですよね。當農計画書が出るとちゅうことは農業をするということできていると思いますけど。

面積からいっても農業をしていくにはちょっと足らんじやないかと思いますし、これ一回で終わればちょっと問題となるんじゃないでしょうか。

## **議長**

はい、事務局お願いします。

### 事務局

営農計画書によりますと野菜とかフルーツとかを植えられると聞いています。これまでも〇〇〇のほうで家庭菜園を2年程度されていたと書かれています。小型の耕運機なども持たれており、営農はできるものと判断しております。

### 議長

はい、〇〇委員どうぞ。

### 7番委員

私が言っているのはこの前研修にも行った地域計画の中にも新規就農とか入っているし、私たちの報告にも入っていますね。それで新規就農で増えるのはありがたいことでいいことだと思いますけど、この数字がどんなふうになるか。一人増えるでしょう？鳥栖の地域計画というか就農者。これが本当にどんどん増えていけばいいことではあるし、この人は農家の数に一つ増えますよね。これがちゃんとした数字として認めて残るならなんも問題ないことですよ。2つの数字がでかくすれば鳥栖市農業委員会としては問題ではなかろうかと思います。なんもなかなかいいことだと思います。ただ、この人も〇〇〇から〇〇まで、これだけの面積に来るとも、ただ、家庭菜園ならいいですけど、どんなもんでしょうかね。

### 議長

はい、事務局。

### 事務局

ただ、先ほど事務局長から説明がありましたとおり、〇〇〇のほうから鳥栖市へ転入をされます。

この農地は転入される場所の隣接地ということで聞いてまして、これを出荷されるかということについては、家庭菜園は自家消費にあたるかと考えております。

### 議長

はい、〇〇委員。

### 7番委員

地元の区長さんたちも認めるとし、農業委員会も認めるとなら、私としてはそう問題はないと思いますけど、ただ、この新規就農、この間のときも地元が見守るちゅうか、今後は見ていくちゅうことなので、よろしくお願ひいたします。

### 議長

他にございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんのがんを求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、2件、2筆でございます。

議案第2号、番号1、番号2の案件につきましては関連することから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、賃貸借権設定に係るものについて、2件、2筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調査書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が○○川の河川改修工事を引き継ぐにあたり、施工ヤード及び資材置場を前業者より引き継いで設置するため、一時転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、西側へ自然流下される計画となっております。

また、資金計画については工事請負契約書の写しが添付をされております。

一時転用期間は、令和7年10月1日から、令和8年3月31日までとなっており、現況復旧確認書が添付をされています。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、ご参照のほど、お願いいたします。

申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内にある農地に該当することから農用地区域内農地、いわゆる青地でございます。

許可の基準といたしまして、立地基準では、農用地区域内の農地であるため原則不許可となっておりますが、例外許可として、一時転用であり、現況復旧確認書により原状回復が確

実と認められるため、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号、番号1、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

**議長**

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、○○委員どうぞ。

**6番委員**

6番○○です。

質問なんですかけども、この土地は現況はすでに資材置場として利用されているものを前業者からそのまま引き継ぐために今回申請に至ったという理解でいいでしょうか。

**議長**

はい、事務局お願いします。

**事務局**

現況は資材置場の状況になっています。

**6番委員**

業者が代わるというだけと理解してよろしいですか。

**事務局**

工事の発注が年を跨いでいまして、令和6年度と令和7年度で業者が違う状態でございます。

鳥栖市の発注なんで、年度を跨ぎますけども、業者が代わったというだけの話で。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**議長**

よろしいですか。

他にございませんか。

はい、○○委員どうぞ。

**11番委員**

11番の○○です。担当委員として一言申し上げます。

9月17日に、会長と私と、○○推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、○町に所在する農地です。

申請者は、○○川改修工事を引き継ぐにあたり、工事現場近くである当地に施工ヤード及び資材置場を前事業者より引き継いで設置するために転用申請されたものです。

現地確認の際に排水についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に異常は無いと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

### 議長

ただ今、○○委員から、ご意見をいただきましたが、他にはございませんか。

よろしいですか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、35件、88筆でございます。

議案第3号、番号1から番号35につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

### 事務局

それでは3ページから13ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきましては、35件、88筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとなっていることから、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、13ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の（1）地目別設定面積につきまして、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が16万7,463.97平方メートルとなっております。

次に、（2）の作物別設定面積について作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が34件、5万9,375平方メートル、使用賃借権

が 54 件、10 万 8,088.97 平方メートルとなっており、総合計が 88 件、16 万 7,463.97 平方メートルとなっております。

次に、3 の申請者の状況につきましては、貸人が 35 名、借人が 12 名、申請枚数は 35 枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第 3 号の案件についての説明とさせていただきます。

### 議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第 17 条による簡易採決を行います。

議案第 3 号、番号 1 から番号 35 の計画について、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、御異議なしと認め、そのように決します。

次に、報告第 1 号から報告第 2 号について、事務局から説明をお願いします。

### 事務局

それでは 14 ページをお願いいたします。

報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、5 件、7 筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、15 ページから 16 ページをお願いいたします。

報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による合意解約通知につきまして、5 件、20 筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し 6 か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第 1 号から報告第 2 号の説明とさせていただきます。

### 議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

よろしいですか。

事務局のほうから何かありませんか。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和7年10月20日月曜日、午前9時30分より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会會議規則第18条第2項の規定により署名する。

会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_